

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8		府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税）		
要望項目名	介護保険法改正に伴うサービスの見直しに係る税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>○ 今般の介護保険法改正により、以下の改正が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価等が全国一律となっている予防給付のうち、介護予防訪問介護・介護予防通所介護等については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業に移行する。 ・ 現行の通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満の小規模な通所介護について、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付ける。 ・ 地域包括支援センターが行う包括的支援事業について、在宅医療と介護との連携を推進するための事業、生活支援・介護予防の体制整備のための事業、認知症施策の推進のための事業（以下「在宅医療介護連携推進事業等」という。）を加える。 <p>・ 特例措置の内容</p> <p>○ 地域支援事業へ移行されるサービス及び地域密着型通所介護について、現行と同様、税制上の所要の措置の対象となるよう要望する。</p> <p>また、併せて、在宅医療介護連携推進事業等についても、従来包括的支援事業として整理されていたものと同様、税制上の所要の措置の対象となるよう要望する。</p> <p>（具体的内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防給付から地域支援事業へ移行されるサービスに係る非課税措置（個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、特別土地保有税、地方消費税） ・ 通所介護から地域密着型サービスへ移行されるサービスに係る非課税措置（個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、特別土地保有税、地方消費税） ・ 包括的支援事業として加える在宅医療介護連携推進事業等に係る非課税措置（不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、地方消費税） <p>※ 上記のうち、小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行については、平成28年4月までの間であって政令で定める日とされている。</p>		
（関係条文）	<p>個人住民税：地方税法第34条第1項第2号、第314条の2第1項第2号</p> <p>法人住民税：地方税法第25条第1項第2号、第296条第1項第2号（均等割）、地方税法施行令第7条の4、第47条（収益事業に係る非課税）</p> <p>事業税：地方税法第72条の5第1項第2号、地方税法施行令第15条</p> <p>固定資産税：地方税法第348条第2項第10号の3、第10号の5及び第10号の6、地方税法施行令第36条の9、第36条の10及び第36条の12</p> <p>都市計画税：地方税法第702条の2第2項</p> <p>不動産所得税：地方税法第73条の4第1項第4号の3、第4号の7及び第4号の9、地方税法施行令第36条の9、第36条の10及び第36条の12</p> <p>事業所税：地方税法第701条の34第2項並びに第3項第10号の3、第10号の7及び第10号の8、地方税法施行令第56条の22、第56条の26の4、第56条の26の5</p> <p>特別土地保有税：地方税法第586条第2項第4号の5</p> <p>地方消費税：消費税法第6条第1項並びに別表第1第7号イ及びハ、消費税法施行令第14条の2並びに第14条の3第5号及び第6号、消費税法施行令第14条の3第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等、消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等</p>		

減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 今回の医療・介護の改革は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号。以下「プログラム法」という。）の規定に基づき、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスの提供体制を実現し、患者の早期の社会復帰を進め、住み慣れた地域での継続的な生活を可能とすること。</p> <p>(2) 施策の必要性 プログラム法の規定に基づく今般の介護保険法改正により、現在非課税となっている要支援者に対する介護予防訪問介護、介護予防通所介護等及び要介護者に対する小規模な通所介護について、地域支援事業及び地域密着型サービスに移行するとともに、地域支援事業の包括的支援事業に在宅医療介護連携推進事業等を加えることとしている。 移行に当たって、現行の介護予防訪問介護等と同様の非課税措置がなされなかった場合には、介護サービス事業者や利用者等に混乱が生じることとなるため、引き続き同様の非課税措置の対象としていただくことが不可欠である。 また、今般の介護保険法改正により地域支援事業の包括的支援事業に加えられる在宅医療介護連携推進事業等については、市町村や当該事業の受託者が設置する地域包括支援センター等が行うことを想定しているところ。現行の包括的支援事業と同様の非課税措置がなされない場合には、地域包括支援センターやその利用者に混乱が生じることとなるため、引き続き同様の非課税措置の対象としていただくことが不可欠である。</p>
本要望に 対応する 縮減案	特になし（従前サービスと同様の取り扱いを希望するため）

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標区 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること 3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	介護保険制度改正に伴う税制上の所要の措置により、現行のサービスを移行するサービス等においても、現行との公平な税制上の取扱いを行い介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	介護保険制度の改正により、現行のサービスを移行するサービス等においても、現行との公平な税制上の取扱いを行い、税制上の所要の措置を講じることは、被保険者やその家族、介護サービス事業者の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えられる。また、税制上の措置を講じることで国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
ページ		8—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>今回の改正法による介護保険制度に係る税制優遇については、昨年度も、予防給付の見直しに関する税制改正要望を行い、所得税、印紙税、国税徴収法及び個人住民税について要望を認めていただいた。</p> <p>また、今回同様、法改正に合わせて平成 18 年度、平成 24 年度等に非課税措置の維持の税制改正要望を行った。</p>
ページ	8—4